

1. 学会規程の改正に関する新旧対照表

| (旧) | (新) |
|--|--|
| <p>第11条 定款第50条第1項に規定する委員会は、次の委員会とする。</p> <p>(1) 財務委員会 (2) 編集委員会 (3) 企画委員会 (4) 広報出版委員会 (5) 学術委員会 (6) 賞等選考委員会</p> | <p>第11条 定款第50条第1項に規定する委員会は、次の委員会とする。</p> <p>(1) 財務委員会 (2) 編集委員会 (3) 企画委員会 (4) 広報出版委員会 (5) 学術委員会 (6) 賞等選考委員会 <u>(7) 倫理委員会</u></p> |
| <p>8. (新設)</p> | <p><u>8. 常設委員会の運営上で必要と認められる場合、委員会の審議及び理事会の承認の下、委員会規程を制定することができる。</u></p> |
| <p>9. (新設)</p> | <p><u>9. 各委員会委員長は必要に応じて、理事会の承認の下、小委員会・ワーキンググループを設置することができる。</u></p> |
| <p>第12条 前条の各委員会の委員長は、その研究・調査の成果を理事会に報告する。</p> <p><u>2.</u> 理事長は、<u>前項の報告</u>を広く社会に周知する必要があると認めたときは、開示その他適当な方法によりこれを行う。</p> <p><u>3.</u> 理事長は、必要に応じて学術経験者の中から学術顧問を提案し、理事会の決議により選任することができる。学術顧問は、前条の各委員会の活動に助言を与</p> | <p>第12条 前条の各委員会の委員長は、その研究・調査の成果を理事会に報告する。</p> <p><u>2. 理事長は、倫理委員会委員長からの要請に基づき、調査・報告・支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>3. 理事長は、前二項の報告</u>を広く社会に周知する必要があると認めたときは、開示その他適当な方法によりこれを行う。</p> <p><u>4. 理事長は、必要に応じて学術経験者の中から学術顧問を提案し、理事会の決議により選任することができる。学術顧問は、前条の各委員会の活動に助言を与え</u></p> |

えるとともに、理事長の要請があれば理事会にオブザーバーとして参加することができる。

(平成 28 年 6 月 28 日改定)

るとともに、理事長の要請があれば理事会にオブザーバーとして参加することができる。

(平成 28 年 6 月 28 日改定)

(平成 29 年 6 月 5 日改定)

2. 会員規程の改定に関する新旧対照表

| (旧) | (新) |
|---|--|
| <p>第2条</p> <p>3. 学生会員は、大学及び大学院生並びにこれに準ずる学校に在籍する学生（社会人であって大学院に在籍する学生は除く。）で放射線科学に興味を持つ個人。在籍を証明できる書類を毎年事務局まで提出しなければならない。</p> <p>4. 功労会員は、この法人に特に功労のあった者又は放射線科学の発展に関し功績のあった者で、終身会員の中から<u>理事会が推薦し、社員総会の承認を得た者</u>。</p> <p>5. 名誉会員は、理事（幹事）又は学術集会会長（細則第2条）経験者等この法人に特に功労のあった者又は放射線科学の発展に関し功績のあった者で、原則として功労会員の中から<u>理事会が推薦し、社員総会の承認を得た者</u>。</p> | <p>第2条</p> <p>3. 学生会員は、大学及び大学院並びにこれに準ずる学校に在籍する学生（社会人であって大学院に在籍する学生は除く。）で放射線科学に興味を持つ個人。在籍を証明できる書類を毎年事務局まで提出しなければならない。</p> <p>4. 功労会員は、この法人に特に功労のあった者又は放射線科学の発展に関し功績のあった者で、終身会員の中から、<u>賞等規程で定める方法により決定された者</u>。</p> <p>5. 名誉会員は、理事（幹事）又は学術集会会長（細則第2条）経験者等この法人に特に功労のあった者又は放射線科学の発展に関し功績のあった者で、原則として功労会員の中から、<u>賞等規程で定める方法により決定された者</u>。</p> |
| <p>第5条</p> <p>定款第7条第1項の会費については、年額を以下のように定める。ただし、会費に値上げ等の<u>変動</u>があった場合はこの限りではない。</p> | <p>第5条</p> <p>定款第7条第1項の会費については、年額を以下のように定める。ただし、会費に値上げ等の<u>変更</u>があった場合はこの限りではない。</p> |
| <p>第6条</p> <p>2. 休会期間中の年会費は 1,000 円とする。名簿には名前が<u>残る</u>が、会員としての権利を行使できない。</p> | <p>第6条</p> <p>2. 休会期間中の年会費は 1,000 円とする。名簿には名前を<u>記載する</u>が、会員としての権利を行使できない。</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>付則 本規程は、この法人の成立の日から施行する。</p> | <p>付則</p> <p><u>1 本規程は、この法人の成立の日から施行する。</u></p> <p><u>2 法人化の時点で満65歳を越えていた会員は、60,000円より満65歳を越えてから納入した会費を差し引いた額を一括納入した場合、終身会費とし、以後の会費は免除される。</u></p> |
|---------------------------------|--|

3. 細則の改定に関する新旧対照表

| (旧) | (新) |
|---|--|
| <p>第5条</p> <p>(6) 賞等選考委員会：<u>放射線影響学会奨励賞、放射線影響学会賞等の選考</u>を行う。また、放射線影響学会功績賞、放射線影響学会功労会員・名誉会員の推薦を受け付け、その審査を行う。他学会からの褒賞等の推薦依頼について理事長から諮問を受けた場合には、適切な候補者を選考し、理事長に答申する。</p> <p>(7) (新設)</p> <p>第5条3. (新設)</p> | <p>第5条</p> <p>(6) 賞等選考委員会：<u>放射線影響学会賞、放射線影響学会奨励賞、日本放射線影響学会女性研究者顕彰・岩崎民子賞等の選考</u>を行う。また、放射線影響学会功績賞、放射線影響学会功労会員・名誉会員の推薦を受け付け、その審査を行う。他学会からの褒賞等の推薦依頼について理事長から諮問を受けた場合には、適切な候補者を選考し、理事長に答申する。</p> <p>(7) <u>倫理委員会：日本放射線影響学会憲章の周知・啓発・運用を行うことを目的とし、本法人が社会の信頼と期待を負託された学術研究者集団としてさらに発展していくために、理事等の利益相反を適切に管理し、学会憲章に沿った会員の真摯な学術活動を支援する。</u></p> <p>第5条3. <u>倫理委員会を除く各委員会の委員長は、倫理委員会委員長からの要請に基づき、調査・報告・支援を行わなければならない。</u></p> |